長与町農業委員会会議録

令和５年１月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和５年１月農業委員会総会

１．日時　　令和５年１月２４日（火）　　９時３０分から１１時３０分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

委員　　２番　渡邉　章三　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子

５番　永田　好紀　　６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司

８番　山本　忠典　　９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志

１１番　山口　多美子　　１２番　原田　正利

４．農地利用最適化推進委員　　出席委員（６名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　７番　坂本　謙二

５．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（２名）

６番　坂口　勝利　　８番　坂本　秀哉

６．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

第２　　第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第５　　第１号報告　農地転用専決処分について

７．農業委員会事務局職員

事務局長　　山﨑　昇

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主事　　竹中　敦月

事務局　皆さんおはようございます。総会の開催に先立ち、報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。本日は、委員１２人全員の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は８人中６人の出席でございます。

本日の欠席者は、坂口　勝利　推進委員、坂本　秀哉　推進委員の２人です。それでは、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願いいたします。

会長　それでは、令和５年１月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名いたします。７番　原口　司　委員、８番　山本　忠典　委員を指名いたします。

日程第２　本日は、

第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請が２件

第２号議案　農用地利用集積計画が４件

第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取

が出ております。

報告事項は

農地転用専決処分が２件　です。

それでは日程第２　提出された議案の審議に入ります。

第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、説明いたします。

第１号議案の１ページをお開きください。資料につきましては№１をご準備ください。

整理番号１と２の２件は、同じ開発区域内にある農地転用許可申請になります。

まずは、全体の概要を説明します。資料の１ページをご覧ください。

事業名（仮称）長与町嬉里・丸田宅地開発事業

開発業者　（会社名）

事業費　〇〇円

開発面積　　市街化区域　３，７１７．３３㎡

市街化調整区域　６５，３０４．５㎡

都市計画区域外　１５，５４１．４７㎡

合計　８４，５６３．３㎡

計画戸数　　市街化区域　　５戸
　　市街化調整区域　１７６戸
　　都市計画区域外　３６戸
　　合計　２１７戸
道路の計画　メインの道路は、幅員９ｍ　車道７ｍ　歩道２ｍ
その他の道路は、幅員６ｍで計画しております。
造成計画　切土・盛土どちらも２４万㎥となっており、開発区域内で整理するため、土砂の外への持ち出しは考えておりません。
計画の工期は、令和５年３月から令和７年５月を予定しております。
資料の２ページの位置図をご覧ください。
（施設名）から北東へ約６００ｍ付近に位置した当該地とある箇所が開発区域となります。
今回審議していただく整理番号１は、市街化調整区域にある農地、１７筆　１５，６２６㎡
整理番号２は、都市計画区域外にある農地、１９筆　１３，２２６㎡　になります。
それでは、それぞれの申請内容について、議案書に沿って説明いたします。

議案書の１ページ及び２ページをご覧ください。
整理番号　１　市街化調整区域の申請です。
申請地は、長与町丸田郷（地番）、地目　畑　面積　２３㎡
以下　１７筆　面積１５，６２６㎡です。
農地区分は、農用地区域外となっています。
申請者は、
譲渡人が、長崎市（地番）（氏名）さん、他１３名
譲受人が、福岡市（地番）（会社名）
申請目的は、住宅地分譲です。

続いて、整理番号２を説明いたします。
議案書の３ページ及び４ページをご覧ください。

整理番号　２　都市計画区域外の申請です。
申請地は、長与町嬉里郷（地番）、地目　畑　面積　３９０㎡
以下　１９筆　面積１３，２２６㎡です。
農地区分は、農用地区域外となっています。
申請者は、
譲渡人が、長与町嬉里郷（地番）（氏名）さん、他７名
譲受人が、福岡市（地番）（会社名）
申請目的は、特定建築条件付き売買予定地です。以上です。

議長　説明が終わりました。この件は皆さん方も現地確認をしておりますけども、二つに分かれ

ているわけです。宅地分譲の転用目的と、それから特定建築条件、建て売りですね。この二通りの議案として提出をしております。ご意見・質問はありませんか。

１０番　柳原　厚志　委員

１０番　この事業は、売買による事業ということでこの前の説明を受けました。参考までにお聞きしたいんですけど、価格設定っていうのは、もう分かっているわけですかね。

議長　価格については調べて後日報告します。

他にご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

質問なしと認めます。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

まず１件目の開発区域にかかる市街化調整区域の農地法第５条の許可申請を、県へ申達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、県へ進達することに決定いたします。

続いて２件目の開発区域にかかる都市計画区域外の農地法第５条の許可申請を、県へ申達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、県へ進達することに決定いたします。なお、この整理番号１・２の案件については、申請面積が３，０００㎡を超えており

ますので、２月１０日に行われる県の常設審議委員会の審査も必要となります。
　県へ申達する際には、この常設審議委員会の答申を合わせた形で申達することとなりますことを申し添えます。

　続いて、第２号議案　農用地利用集積計画についてを審議いたします。事務局から１件目の説明をお願いします。

事務局　それでは第２号議案　農用地利用集積計画について、説明いたします。
　第２号議案をご準備ください。１ページから２ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。３ページをお開きください。
　１件目です。
　利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、
　長与町斉藤郷（地番）（氏名）
　利用権を設定する者の氏名及び住所は、
　長与町斉藤郷（地番）（氏名）
　利用権を設定する土地は、
　斉藤郷（地番）　地目　田　面積　１，３２７㎡　です。
　利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は水稲です。
　期間は、令和５年２月１日から令和８年１月３１日までの３年間です。
　平成２０年から借り入れており、今回５回目の更新となります。
　土地の所在を説明します。５ページをお開きください。
　岡・斉藤郷にかかる橋の南側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
　坂本　謙二　推進委員

推進委員７番　嬉里丸田の現地確認をした後に、１１時から現地を確認に行きました。出席者は水谷会長、山﨑局長、森係長、竹中さん、渡邉委員、そして私の計６名で現地を確認しました。（借人）さんは継続で、毎年作っていらっしゃいます。特に問題はないと思います。以上です。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
　２番　渡邉　章三　委員

２番　はい、今、坂本委員さんが言われた内容で問題ないと思います。特に、平成２０年から借りているということで、ここの一帯は、大体昔から潮風でやられるところでして、作る人も大変かなという気がしますが、何とか本人も頑張って作っているのでいいんじゃないかなと思います。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
続いて、事務局から２件目の説明をお願いします。

事務局　続きまして、２件目です。６ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、
時津町（地番）（氏名）
利用権を設定する者の氏名及び住所は、
長与町岡郷（地番）（氏名）
利用権を設定する土地は、
斉藤郷（地番）　地目　田　面積　１，３７５㎡　です。
利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は水稲です。
期間は、令和５年２月１日から令和８年１月３１日までの３年間です。新規の契約となります。
土地の所在を説明します。８ページをお開きください。
斉藤郷にあります（施設名）の南側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になりま

す。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
坂本　謙二　推進委員

推進委員７番　はい、同じく１月の１６日に、同じメンバーで現地を確認いたしました。この水田は、１年間耕作をしていなかった土地だったんですけど、新しく（借人）さんがまた借りていただけるということで、このままにしていたら、水田が出来なくなってしまいますので、新しく借りていただいて、また農地が荒れないということで、私たち地区の担当者としては歓迎しております。特に問題はないと思います。以上です。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
２番　渡邉　章三　委員

２番　はい、もうちょっと詳しく言いますと、実はここは一昨年までは耕作をしておりました。昨年は、ちょっと事情があって水田を辞めたいということで、私もちょっと気になって何でやろうかと思いながらも１年過ごしたらもう草ぼうぼうになりまして、誰か作る人がおらんやろうかということで、話をしていたら、（借人）さんが自分が作ってもいいよという話が、来まして、現地確認を２回ほど一緒にしました。１年以内なら草を払えばできるいうことで、本人は機械も持っているし、そういうことならいいでしょうということで、借りるようになったということです。また（借人）さんのほうもそのほうがいいということで、進みましたので、今後ここも、元の水田に戻るんじゃないかなと思っております。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、３件目と４件目については関連がありますので、事務局からまとめて説明をお願いします。

事務局　３件目・４件目について説明いたします。

１２月の総会において、「農地中間管理事業における農用地利用集積計画案について」を審議していただきました長尾谷地区・姥懐地区の基盤整備の区域内で、今回新たに２件の申請が出ております。１１ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

長崎市尾上町８番１号　公益財団法人　長崎県農業振興公社

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

長与町岡郷（地番）（氏名）

利用権を設定する土地は、

岡郷（地番）地目　畑　面積　６２５㎡

利用権の種類は使用貸借で、期間は、令和５年２月１０日から令和２０年２月９日までの１５年間です。

続きまして、１３ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

長崎市尾上町８番１号　公益財団法人　長崎県農業振興公社

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

長与町岡郷（地番）（氏名）

利用権を設定する土地は、

岡郷（地番）地目　畑　面積　１，３６０㎡

以下８筆です。８筆合計　４，７７２㎡　です。

利用権の種類は使用貸借で、期間は、令和５年２月１０日から令和２０年２月９日までの１５年間です。以上です。

議長　ここはですね、実は土地を交換するということで、本来は事業から外していたんですけども、事業内でやらないといけない、土地交換もですね。この方は参加されないわけですけども土地を動かすということで、どうしても事業の中に入れるということで計上しております。

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。まず３件目について、異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて４件目について、異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
続いて、第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についての審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、〇〇委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

【委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について、説明します。
長尾谷地区・姥懐地区の基盤整備区域内の農用地利用配分計画案になります。第３号議案の３・４ページをお開きください。資料につきましては№２をご準備ください。
長尾谷地区・姥懐地区の基盤整備については、これから現地調査・設計となるため工事着手までに時間がかかります。そのため、工事着手されるまでの期間、現状の地形のまま、公

益財団法人　長崎県農業振興公社が現在集積してある土地を、その土地の所有者や第３者へ配分する計画案が提出され、農業委員会の意見が求められておりますので、今回議案としてあげております。

利用権の種類は使用貸借で、期間は、令和５年３月１０日から令和１０年３月９日までの５年間です。

一覧表をご覧ください。

左から対象地、受け手、出し手、期間となっております。

今回取り扱う筆数は、全体で４０筆　４９，０８８㎡

受け手は、１６名。出し手は、１６名です。資料№.２をご覧ください。

色が塗られている箇所が集積された土地です。

赤色の表示が、所有者がそのまま耕作する箇所。緑色の表示が、第３者が借りて耕作する箇所となります。以上で説明を終わります。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

計画内容に関して、第３号議案の２ページに

あります、意見書に、『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを選択し、町へ報告することになっておりますので、農業委員の挙手で賛否をとります。計画内容について、『意見なし』の方は、挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

退席されていた○○委員の入室を事務局から伝えてください。

【委員入室】

○○委員に申し上げます。意見聴取があった、農用地利用配分計画案につきましては、『意

見なし』で町へ報告することを報告いたします。
　これからは、報告事項に移ります。農地転用専決処分報告書の届出について、事務局から１件目の説明をお願いします。

事務局　それでは、報告いたします。まず、令和５年１月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。
　報告事項は２件ございます。報告事項の１ページをお開きください。
　農地法第４条第１項第９号の規定による農地転用届出です。２００㎡未満の農業用施設にかかる届出となります。
　１　当事者の氏名・住所
　届出者は、（氏名）（地番）。
　２．土地の所在等
　長与町岡郷（地番）　地目　畑　面積　１３３㎡　です。
　３．転用計画
　転用の目的は、農業用施設です。
　４．申請日　令和５年１月１３日
　５．専決処分の日　令和５年１月２０日
　土地の所在地を説明します。２ページをお開きください。
　岡郷にあります（施設名）の東側に位置した黄色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、３ページで、ご確認いただければと思います。
　５ページをお開きください。この土地に関しましては、平成１１年３月２４日の分筆登記時から車庫などに利用していた旨の始末書が出ております。
　以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第８条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和５年１月２４日　長与町農業委員会　事務局長　山﨑　昇　以上です。

議長　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ねなし】

　続いて事務局から２件目の説明をお願いします。

事務局　２件目です。報告事項の６ページをお開きください。資料につきましては№３をご準備ください。１枚目に高田南土地区画整理事業の街区案内図、２枚目に仮換地先の現況写真と仮

換地指定図となっておりますのでご参照ください。
　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。
　高田南土地区画整理事業の住宅用地として転用の届出が出ております。売買による所有権移転です。
　１　当事者の氏名・住所
　譲受人は、（会社名）　福岡市（地番）です。
　譲渡人は、（氏名）さん　長与町高田郷（地番）です。
　２　土地の所在等
　届出の筆は２筆で、登記地目は畑です。
　高田郷（地番）　面積３４４㎡。
　高田郷（地番）　面積１９９㎡。
　２筆合計　５４３㎡　です。
　高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、
　（街区番号）、面積１４８㎡、
　（街区番号）、面積１３１㎡、となります。
　４　申請日　令和４年１２月２８日
　５　専決処分の日　令和４年１２月２８日
　以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第８条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和５年１月２４日　長与町農業委員会　事務局長　山﨑　昇　以上です。

議長　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ねなし】

以上で、報告事項を終わります。次に、行事報告を事務局お願いします。

【この後令和５年１月の行事報告が行われた】

２月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　２月２４日（金）１３時３０分からはいかがでしょうか。

【異議なし】

議長　以上を持ちまして、長与町農業委員会１月総会を閉会します。